

はしがき

この測量成果は地盤変動の有無並びに各種施設の高低基準を調査するために実施した1級水準測量の成果報告で、水準点標石の標高及びその位置を収録したものである。測定方法、精度等については、西宮市公共測量作業規程(平成20年9月10日国土地発第501号 国土交通大臣承認)に基づいて実施した。

本成果の基準は、国土地理院一等水準点「基21号」と大阪府水準点「上町原標、国分原標」を不動点(与点)とし、阪神地区地盤沈下調査連絡協議会(以下、「協議会」という)による幹線水準測量の平成30年度成果をもとに、計算基準日を平成30年12月1日に統一して、成果計算を行ったものである。

※ 協議会による既知点成果として、本市では下記の既知点を使用した。なお、本市がこれまで既知点としていた NO. 44・NO. 45においては、両点を含む西宮原標までの路線を平成30年度は協議会が幹線水準測量として計算されていないため、既知点から除外している。

表中の上段の標高値は、昭和28年度基本測量成果に基づき算出したT.P値(東京湾平均海面)並びにO.P値(大阪湾最低潮位)を表しており、両者の関係は $O.P値=T.P値+1.3000m$ である。

また、表中の下段の標高値は、(2000年度・2011年度)成果に基づき算出したT.P値を示す。

※ これまで、協議会では昭和28年度基本測量成果及び(2000年度・2011年度)成果の両方に基づいて平均成果を算出していたが、平成30年度は2011年度成果にのみ基づいて平均成果を算出している。本市においては継続性に鑑み、昭和28年度基本測量成果に基づく成果についても参考値として算出している。

平成7年度の地盤高変動については、兵庫県南部地震による地盤変動の影響が含まれている可能性がある。また、臨海部の埋立地においては、自然圧密沈下の要素も考えられるため、典型7公害としての地盤沈下とは区別する要素がある。

観測時期

平成29年10月～平成30年3月・平成30年10月～平成31年3月

測量の既知点

交460、1-461、1-462、10700、10701、NO. 1、NO. 2、NO. 3、NO. 4、NO. 10、NO. 11、NO. 12、NO. 74

廃止点

NO. 38

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである (承認番号) 平30近公第249号」

公共測量成果の検査 (公益社団法人 日本測量協会)
検査番号 日測技発第 K18-0485 号 平成31年 3月29日